

【生団連通信 Vol.60】

「令和2年度第3次補正予算」が成立しました

28日、**令和2年度第3次補正予算が政府案どおり成立しました**。今年度は「新型コロナウイルス感染症の流行」という国難を受け、**3度の補正予算が編成**されました。一般会計歳出は**当初予算の102.7兆円から175.7兆円と、実に73兆円も膨張する事態**となっています。

①政策の優先順位がつけられているのか

今回の事態においては、「感染の拡大を食い止めること」が一番優先されるものであり、そのような政策が取られているものと理解しています。一方で、国としての**感染拡大防止策は6.7兆円、補正予算全体の8.9%**が充当されています。この額が必要十分なのかは判断はできませんが、場当たり的・的的外れな対応とならないためには、到達点を正しく定め、必要な政策を的確に実行することが欠かせません。今年度の補正予算の額、政策や優先順位が事態打開に相応しいものであったのか、**事後検証が必要**だと考えます。

②「補正回し」の抜け道が常態化していないか

生団連通信 Vol.53でも記載いたしましたが、**多額の予算が補正予算に組み込まれる**ことがここ数年続いています。今回の第3次補正予算においても、**デジタル化・グリーン化、国土強靱化など、それ自身は重要な施策であるものの、「緊要となった経費の支出」である補正予算に組み込むべき政策ではなく、当初予算とし、国会で十分に審議・検証されるべき**だったのではないかと考えます。予算を切れ目なく執行できるようにする「15ヵ月予算」を否定するものではありませんが、**特に中長期の成長戦略は当初予算とすべき**と考えます。

③有事における機動的な財政支出を検討すべきでないか

わが国の現行制度においては、予備費でも対応できないような事態が生じる場合、補正予算を編成したのち、国会での決議を要します。第1次補正予算の際には、編成の指示から約2週間後の4/7に予算案が決定し、国会成立が4/30と、**編成から成立まで1ヵ月超を要**することがわかりました。憲法には「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。」と定められているため、これを反故にすることは現時点ではできません。一方で、補正予算の編成や成立を待てない、今すぐにも財政措置が必要だ、という事態が今後起こるかもしれません。**「有事における機動的な財政支出」については、今後検証されるべき課題**だと考えます。

今後も「国家財政の見える化」委員会にて、わが国の予算制度やあるべき姿について、議論や検討を進めてまいります。会員の皆さんにおかれましても、ご意見やご要望がございましたらぜひ事務局までお寄せください。